最終更新日：2021年11月12日
株式会社グローバルインフォメーション
代表取締役社長 小野悟
問合せ先：管理部　044-952-0102
証券コード：4171

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、設立以来、「最適な市場情報をタイムリーに提供することにより、お客様の意思決定を支援し、各業界・産業界の活性化に“情報”というフェイズから貢献し、ひいては社会の発展に寄与する」ことを経営理念に掲げて、「海外の先端技術分野の市場動向や技術動向」の最新情報を国内外の企業に提供してまいりました。このような経営理念のもと、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの信頼に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置づけ、経営の効率性、業績の向上と合わせ、コンプライアンスの重視を主体としたコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2②　招集通知の早期発送、発送前のウェブサイト掲載】
当社は現在、招集通知の早期発送（株主総会開催日より3週間程度前）は実施しておりませんが、今後、株主が株主総会の十分な議案の検討期間を確保することができるよう、早期発送が可能な体制整備を検討してまいります。また、招集通知のウェブサイト（TDnet 及び当社ウェブサイト）での公表につきましても、発送前の開示について検討してまいります。

【補充原則1-2④　議決権の電子行使のための環境整備、招集通知の英訳】
当社では、2021年からインターネットによる議決権行使の受付を実施しております。
招集通知の英訳につきましては、現在のところ行っておりませんが、当社の株主構成における機関投資家・海外投資家の比率等も踏まえ、必要と判断した場合に検討してまいります。

【原則1-3　資本政策の基本的な方針】
当社は、資本効率の向上や株主に対する適切な利益還元は、重要な経営課題のひとつであると考えておりますが、具体的な方針を定めるには至っておりません。当面は、収益力の改善と向上が最重要課題であると認識しており、中期的な経営戦略・経営計画の策定と実行を通じて、収益力を強化し、企業価値の向上に努めてまいります。

【補充原則2-2①　行動準則の遵守確認】
当社は、日々の業務活動において、経営理念や行動規範の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土の醸成・維持に努めております。取締役会としてのレビューは実施しておりませんが、毎月の経営管理職会議の場で業務遂行の前提となるミッションを共有し、全ての従業員の間で実践され根付いているものと判断しております。

【補充原則2-4①　人材の多様性確保に向けた方針・実施状況の開示】
当社においては、国籍や性別等に囚われずその能力・成果に応じた人事評価を行うことを基本方針としており、海外支店を含め、女性・外国人・中途採用者の管理職登用につきましては、従来より複数の実績があります。現在、実績値としての開示は行っていないものの、今後は当社の具体的取組みの開示を検討してまいります。

【原則3-1　情報開示の充実】
（ⅰ）当社は、市場・技術動向情報のトップオブマインドの地位を確立することを経営方針とし、その実現に向けて、各種施策に取り組んでおります。当社では、2021年12月期の事業方針として、以下の6点を経営戦略として定めております。
(1)ブランド力の向上
(2)仕入先との関係強化
(3)お客様との関係強化
(4)商品登録プロセスの効率化
(5)海外拠点（英語圏）の強化
(6)IoT事業（Giv-Tech）の早期収益化

（ⅱ）当社は、設立以来、「最適な市場情報をタイムリーに提供することにより、お客様の意思決定を支援し、各業界・産業界の活性化に“情報”というフェイズから貢献し、ひいては社会の発展に寄与する」ことを経営理念に掲げて、「海外の先端技術分野の市場動向や技術動向」の最新情報を国内外の企業に提供してまいりました。このような経営理念のもと、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの信頼に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置づけ、経営の効率性、業績の向上と合わせ、コンプライアンスの重視を主体としたコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

（ⅲ）当社は、取締役の報酬額については、株主総会において決議された報酬限度の範囲内で、各取締役の役位・役割等を踏まえ、取締役会決議により決定しております。当社は今後、中長期的な持続性ある会社の成長と、経営陣の職位に応じた適切なインセンティブ付けを実現するため、役員報酬の決定方針・手続の制定を検討してまいります。

（ⅳ）当社の取締役会は、経営陣幹部の選任及び解任の適否判断、及び取締役・監査役候補の指名に当たり、十分に審議の上、判断しております。社内取締役につきましては、当社の業務に精通しており、経営環境の変化に対して迅速、柔軟かつ的確に対応できる人材を指名しております。また、社外取締役、及び社外監査役については、各方面で豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有しており、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、客観的な立場から独立性をもって経営を監視することが可能な人材を指名しております。

（ⅴ）取締役・監査役候補者の個々の選任理由については、株主総会招集通知、及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて記載しておりま

す。

【補助原則3-1②　英語での情報の開示・提供】
　当社は、現時点では海外投資家等の比率に鑑み、英語での情報開示は行っておりません。今後、海外投資家の比率の推移等を踏まえながら、必要に応じて適切に対応してまいります。

【補助原則3-1③　サスティナビリティについての取組みの開示】
　当社では、中長期的な企業価値向上に向け、サステナビリティについての取組みや人的資本・知的財産への投資の重要性を認識しており、2022年度以降、それぞれの目標値を設定し、具体的な取組みの実践・開示を検討してまいります。

【補充原則4-1③　最高経営責任者の候補者育成計画の監督】
　当社の取締役会は、現在のところ明文化した後継者計画は作成しておりませんが、経営理念や経営戦略を踏まえ、人格・見識・経験・能力等を総合的に勘案した上で適任と認められる者を選定し、社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において慎重に審議した上で選任することとしております。

【補充原則4-2①　業績連動報酬、株式報酬の適切な割合の設定】
　当社取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある報酬制度の設計、及び報酬決定手続きの制定を検討してまいります。

【補充原則4-2②　サスティナビリティを巡る取組みに関する方針の策定・監督】
　当社は、企業価値の向上の観点から、サステナビリティをめぐる課題対応を経営戦略の重要な要素と認識しております。サステナビリティの取組みについては、環境に関する要素に加え、人的資本や知的財産への投資等の社会に関する要素も踏まえて、基本的な方針を策定し開示することを検討してまいります。

【補充原則4-3③　最高経営責任者等の解任】
　当社の取締役会は、ＣＥＯの具体的な解任基準は定めておりませんが、客観的に解任が相当と考えられる事態が発生した際には、十分に審議の上、解任の適否を判断してまいります。当社の取締役会には、独立した社外取締役及び社外監査役が出席しており、客観性・適時性・透明性のある議論を行える体制を構築しております。

【補充原則4-10①　指名・報酬に関する委員会の関与・助言】
　当社において、独立社外取締役は取締役会の過半数には達しておりませんが、各独立社外取締役とも、自身の持つ専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役に対して、建設的な助言を行っております。当社は今後、多様性やスキルの観点を含む取締役の指名・報酬に係る機能の独立性・客観性、及び説明責任を強化することを検討してまいります。

【補充原則4-11①　取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方】
　当社の取締役会は、社内取締役４名、社外取締役２名により構成されており、構成人員の規模については適正であると考えております。また、取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性については、個々の役員選任の都度、考慮しております。具体的には、業務執行取締役には当社の持続的な企業価値の向上を可能とする知識・経験・能力等を求めており、社外取締役には、経営の監督機能を果たすため、企業経営に関わる幅広い経験及び豊富な見識と財務・会計・総務に関する十分な知見等を求めることとしております。
　なお、選任手続きについては、【原則3-1】(iv) にて記載のとおりであります。また、取締役のスキル・マトリックスにつきましては、早期の開示に向けて検討を行ってまいります。

【補充原則4-11③　取締役会全体の実効性の分析・評価】
当社の取締役会は、2022年度以降、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を実施し、その結果の開示を検討してまいります。

【補充原則4-12①　取締役会における審議の活性化のための取扱い】
（ｉ）当社は現在、すべての取締役会資料を取締役会開催日に先立って配布しておらず、 重要な議題やその要約の事前配布に留めておりますが、今後、効果的な会議運営の観点から、資料の事前配布につき検討を行ってまいります。

（ii）当社は、取締役会の開催にあたり、審議事項に関する資料、及び月次決算資料を配付しておりますが、追加的な情報の照会があった場合には、要点把握に資する情報が提供される体制を確保しております。

（iii）当社では、年間の取締役会開催スケジュールを事業年度開始前に決定し、各役員への通知・日程調整を図っております。

（iv）定例の取締役会を月1回の頻度で開催しており、取締役会付議事項については、当社の「取締役会規程」に基づき、審議可能な項目数に定めております。この他、経営上の重要事項がある場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

（ｖ）取締役会には特に時間的制限は設けておらず、十分な審議時間を確保しております。

【原則4-14　取締役・監査役のトレーニング】
　当社の取締役・監査役は、期待される役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めており、当社は、このために必要な費用の支援等も適宜行っております。当社は今後、取締役・監査役を対象に、法令改正や経営判断・監督業務に関する社外研修の受講等、トレーニング機会の拡充を検討してまいります。

【原則5-2　経営戦略や経営計画の策定・公表】
　当社では、業績に応じた配当政策を掲げており、業績推移や最適な自己資本水準等を総合的に勘案した上で、連結配当性向30%を目標として、安定的・継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。現状において、具体的な数値目標、及びKPIを伴う中期経営計画の開示は行っておりませんが、全てのステークホルダーにとって分かりやすい説明となるよう、収益計画や資本政策の開示を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　政策保有株式】
　当社は、政策保有株式を保有しておらず、原則として今後も保有しない方針です。
　なお、今後、政策保有株式を保有する必要性が生じた場合には、業務提携、経営統合その他リスク・リターンを踏まえた経営上の合理的な目的に基づく保有であることを確認・検証し、その結果を開示します。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
　当社は、関連当事者との間で重要な取引が発生する場合、法令や社内規程に基づき、必要に応じて取締役会で決議し、当該取引の実施を決定することとしております。これにより、当該取引が適正であるかを監視し、当社ひいては株主共同の利益を害することを防止しております。
　また、各取締役に対して、該当事項の有無を定期的に確認し、その概要を有価証券報告書等において開示しております。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
　当社では企業年金制度を採用していないため、財政状態への影響はありません。

【補充原則4-1①　経営陣に対する委任の範囲】
　取締役会は、経営の基本方針、並びに法令・定款により取締役会が決定すべきこととされている重要な業務執行の意思決定を行うこととしており、取締役会規程及び取締役会付議事項にて、決定事項の重要性や金額規模等に応じた決裁権限を規定しております。
　また、各種意思決定事項の詳細については、役職位等に応じた決裁、承認等に関する権限の範囲を職務権限規程及び職務権限基準表にて定めております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　当社は、東京証券取引所が定める要件を満たす独立社外取締役を選任しております。各独立社外取締役は、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく独立性をもって経営を監視するとともに、幅広い知見と専門的な知識により、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人材を候補者として選定しております。

【補充原則4-11②　取締役・監査役の兼任状況】
　当社は、取締役・監査役の責務が十分に果たされるよう、社外取締役・社外監査役に対して定期的に兼任状況の確認を行っております。社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4-14②　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
　当社では、取締役及び監査役がその機能や役割を適切に果たせるよう、外部機関・業界団体が主催するセミナーや勉強会、及び担当業務・分野に関する研修等に各自の判断で参加することを方針としております。具体例として、当社の監査役は、日本監査役協会主催の研修会等に参加しております。また、社外の新任役員に対しては、就任時に、当社の事業・財務・組織等に関するガイダンスを実施しております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
　当社は、管理部長をIR担当取締役として選任しており、定期的に決算説明会を開催しております。株主・投資家の要望に応じて、可能な範囲で面談を実施し 、株主との建設的な対話を持つ機会を設けております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
小野　悟	825,000	31.43
小野　優子	625,000	23.81
田野　聡美	150,000	5.71
樋口　めぐ美	150,000	5.71
株式会社いちとせ	150,000	5.71
株式会社エルワイアール	150,000	5.71
株式会社SBI証券	65,700	2.50
楽天証券株式会社	45,300	1.73
豊証券株式会社	27,600	1.05
松井証券株式会社	26,900	1.02

支配株主 (親会社を除く) の有無	小野　悟、小野　優子
親会社の有無	なし

補足説明

上記大株主の状況は、2020年12月31日現在の株主名簿に基づいて記載しています。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月

業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は支配株主との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことを予定しておりませんが、取引を検討する場合、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
船山　雅史	公認会計士											
岡田　尚人	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
船山　雅史	○	―――	公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計等に関する専門的な知識及び企業経営に関する幅広い活動経験と豊富な専門知識を有しております。これらの経験と知見を当社の企業価値向上に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただける当社のコーポレート・ガバナンス強化に資する人材であると判断したため、社外取締役として選任しております。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

岡田　尚人	○	―――	弁護士の資格を有しており、企業法務に関する豊富な経験及び専門知識を有しております。これらの経験と知見を当社の企業価値向上に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただける当社のコーポレート・ガバナンス強化に資する人材であると判断したため、社外取締役として選任しております。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び監査法人による会計監査の3つを基本としております。
内部監査責任者、及び監査役並びに会計監査人は、それぞれが独立した立場で監査を実施する一方で、監査を有効かつ効率的に進めるため、三者間で情報共有を行い、監査の実効性向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
久富　有道	他の会社の出身者													
元田　達弥	税理士													△
坂野　弘樹	その他													△

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久富　有道	○	―――	上場企業において経理部門の管理職を長く経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役に選任しております。同氏は、現在、当社の新株予約権200個を所有しておりますが、重要性はないものと判断しております。その他、当社と同氏との間には、人的関係、取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
元田　達弥	○	同氏が過去に国際税務部門統括部長を務めていた公認会計士辻会計事務所（現辻・本郷税理士法人）と税務顧問契約を締結し、顧問料を支払っておりますが、顧問料は僅少であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。	税理士として企業会計・税務に精通しており、客観的・中立的な立場で当社の監査をしていただくことで、当社の監査体制強化につながるものと判断し、社外監査役として選任しております。同氏は、現在、当社の新株予約権100個を所有しておりますが、重要性はないものと判断しております。その他、当社と同氏との間には、人的関係、取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
坂野　弘樹	○	同氏が過去に代表社員を務めていた司法書士法人石川和司事務所に、商業登記事務手続きを委託し、報酬を支払っておりますが、報酬額は僅少であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。	司法書士として企業法務に精通しており、公正中立的な立場から取締役の監視とともに、提言・助言をいただけると判断したことから、社外監査役として選任しております。また、当社と同氏の間に特別の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社に対する経営参画意識を高め、企業価値向上へのインセンティブを一層高めることを目的として導入しております

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社取締役、従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えること、当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより当社の社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える者が存在しないため、取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方針の有無 更新	なし

報酬の額又はその算定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、管理部門、内部監査責任者との連携の下、必要の都度、経営に関わる資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。また、その体制をスムーズに進行させるため、常勤監査役が内部監査責任者と密に連携することで社内各部門からの十分な情報収集を行っております。これらを通して社外取締役、社外監査役の独立した活動をサポートしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、監査役会設置会社を選択しており、取締役会・監査役会・会計監査人の各機関を置いております。
取締役会は、社外取締役2名を含む6名で構成され、少人数であることから、個別案件について詳細な検討と迅速な意思決定が可能な体制となっております。 社外取締役は、豊富な経験と専門的知識を活かし、取締役会の意思決定を妥当かつ適正に行うため独立した立場で経営に参画しております。
なお、当社の取締役は6名中2名が独立社外取締役であります。
監査役会は、常勤監査役1名と財務・会計及び法律に関する専門的な知見を有した非常勤監査役2名の計3名で構成され、監査役全員を社外監査役（独立社外監査役）とすることで、独立した立場からの経営に対する監視機能の強化を図っております。

①取締役会
当社の取締役会は、取締役6名で構成されており、うち2名は社外取締役であります。月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行を監督しております。また、取締役会には、監査役3名全員が出席して、重要な意思決定において常に監査が行われる体制を整えております。
②監査役会・監査役
当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、監査役全員が社外監査役であります。監査に関する重要事項及び監査の方法については、監査役会において協議決定しております。監査役会は原則として月1回の定例会のほか、必要に応じて臨時で開催しております。
常勤監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席して意見を述べ、また各部門への往査、重要書類の閲覧、担当者へのヒアリング等を通じて、取締役の業務執行状況の監査を行っております。
非常勤監査役は、取締役会等の重要会議の出席、重要書類の閲覧のほか、常勤監査役との連携等を通じての監査を実施しております。
当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的かつ中立的な経営監視の機能が重要であると考えており、各方面で豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有している監査役を社外監査役とし、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制を整えております。
③経営管理職会議
経営管理職会議は、常勤取締役及び本社管理職で構成しており、原則毎月1回開催しております。
経営管理職会議では、経営活動の状況（損益分析、各部署の中期経営計画・年度予算の進捗状況等）、業務執行の状況・課題を共有し、それに対する施策の協議等を行っております。
経営管理職会議には、常勤監査役が出席し必要に応じて意見を述べております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社の業務に精通した社内取締役と豊富な経営と高い見識のある独立性の高い社外取締役によって構成された取締役会、及び取締役会から独立し社外監査役で構成される監査役会を設置し、適正な業務執行と迅速な意思決定を行える経営体制を構築しております。現状の体制により、業務執行に対する監督・監査は適切に機能していると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、決算業務の早期化、監査法人との連携等により、株主総会招集通知発送の早期化に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、比較的株主総会の集中しない12月決算会社でありますが、多数の株主が株主総会に出席できるよう、株主総会開催日を検討してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットでの議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへの参加については、今後の課題として検討してまいります。
招集通知（要約）の英文での提供	今後検討すべき課題として認識しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ウェブサイトに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの会社説明会を開催し、個人投資家への情報発信の場を広げていく予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び通期決算発表後に決算説明会を定期的に開催する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題として認識しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにIR情報ページを設け、有価証券報告書等及び適時開示書類等の法定開示書類に加え、説明会資料、IRニュース等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部が担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、タイムリーディスクロージャーに対応した開示体制を強化し、株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーから信頼されることが重要と考え、適時情報開示マニュアルを定め、社内に周知しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後検討すべき課題として認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ウェブサイト、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業の透明性と公平性の確保及び業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において、「内部統制整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

a．当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
(a) 経営理念、「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を当社の取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。
(b)「内部通報規程」を制定し、コンプライアンス違反行為等について、当社の取締役・使用人が直接情報提供を行うことができる内部通報制度を整備します。内部通報制度の利用者は、その利用において、いかなる不利益も受けないものとします。
(c) 当社の取締役・使用人の職務執行の適切性を確保するため、代表取締役社長直轄の内部監査責任者を選任し、「内部監査規程」に基づき当社における業務活動の適正性及び効率性につき監視を行います。

b．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(a) 取締役の職務執行に係る情報・文書(電磁的記録を含む)については、「文書管理規程」に基づき適切に保存・管理します。
(b) 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

c．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(a) 当社は、事業活動において想定される各種リスクを適切に認識し、損失発生の未然防止に努めるため「リスク管理規程」を制定します。この規程に則り、当社のリスク管理を統括するリスク管理担当取締役を任命するとともに、リスク管理統括部門を設置し、取締役・使用人のリスク管理マインド向上のための勉強会等を開催するなどリスク管理体制の整備を推進します。
(b) 重大なリスクが顕在化したときは、損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じます。

d．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(a) 取締役会に加えて、迅速に意思決定を行うため、必要に応じて会議等を機動的に開催するものとします。
(b) 取締役会等において決定された事項は、当該業務を執行する担当部門において速やかに実施する体制を整えます。
(c) ITを活用した情報システムを構築し、迅速かつ的確な経営情報把握に努めます。

e．財務報告の信頼性を確保するための体制
(a) 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保します。
(b) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制構築に関する基本的計画を事業年度ごとに策定して、これに沿ってこの体制を構築し、必要に応じた改善を行います。

f．当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(a) 監査役は、内部監査責任者その他の使用人に対し、監査業務補助を行うよう要請できるものとします。
(b) 監査役から職務の補助を求められた使用人は、業務遂行にあたり、監査役の指示のみに従うものとし、取締役の指揮・監督は受けないものとします。

g．当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(a) 取締役会等の重要な会議に監査役が出席することにより、情報の共有を図ります。また、監査役から重要な事項に関して説明を求められた場合には、適切に対応します。
(b) 当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項、内部監査の実施状況、当社の内部統制に関する状況を監査役に報告します。
(c) 当社は、前項の報告をした者に対して、その報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止します。

h．当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査役がその職務につき、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行います。

i．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(a) 監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定します。
(b) 監査の実施にあたり監査役会が必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部専門家を起用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証します。

j．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
(a) 当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応します。
(b) 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察・弁護士・公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター等の外部専門機関とも連携し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備します。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」において、「社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応します」と定めており、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力等排除規程」及び「反社会的勢力等のチェックマニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

a．反社会的勢力等に対する基本方針

(a)反社会的勢力等からの不当要求に対しては毅然とした態度で臨み、民事と刑事の両面からの法的対抗手段を講じる。
(b)反社会的勢力等を排除するため、外部専門機関と緊密な連携を図る。
(c)社内体制を整備し、反社会的勢力等とは取引関係を含めて一切の関係を遮断する。
(d)反社会的勢力等に対しては、直接的、間接的を問わず、一切の利益供与を行なわない。

b. 反社会的勢力等の排除体制
反社会的勢力等排除の事務局を業務部内に設置し、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察、弁護士、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター等の外部専門機関とも連携し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備しております。

c. 反社会的勢力等の取組み
「反社会的勢力等排除規程」及び「反社会的勢力等のチェックマニュアル」において、取引先、役員、従業員及び株主の属性ごとに反社会的勢力等との関係について調査方法を定め、運用しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

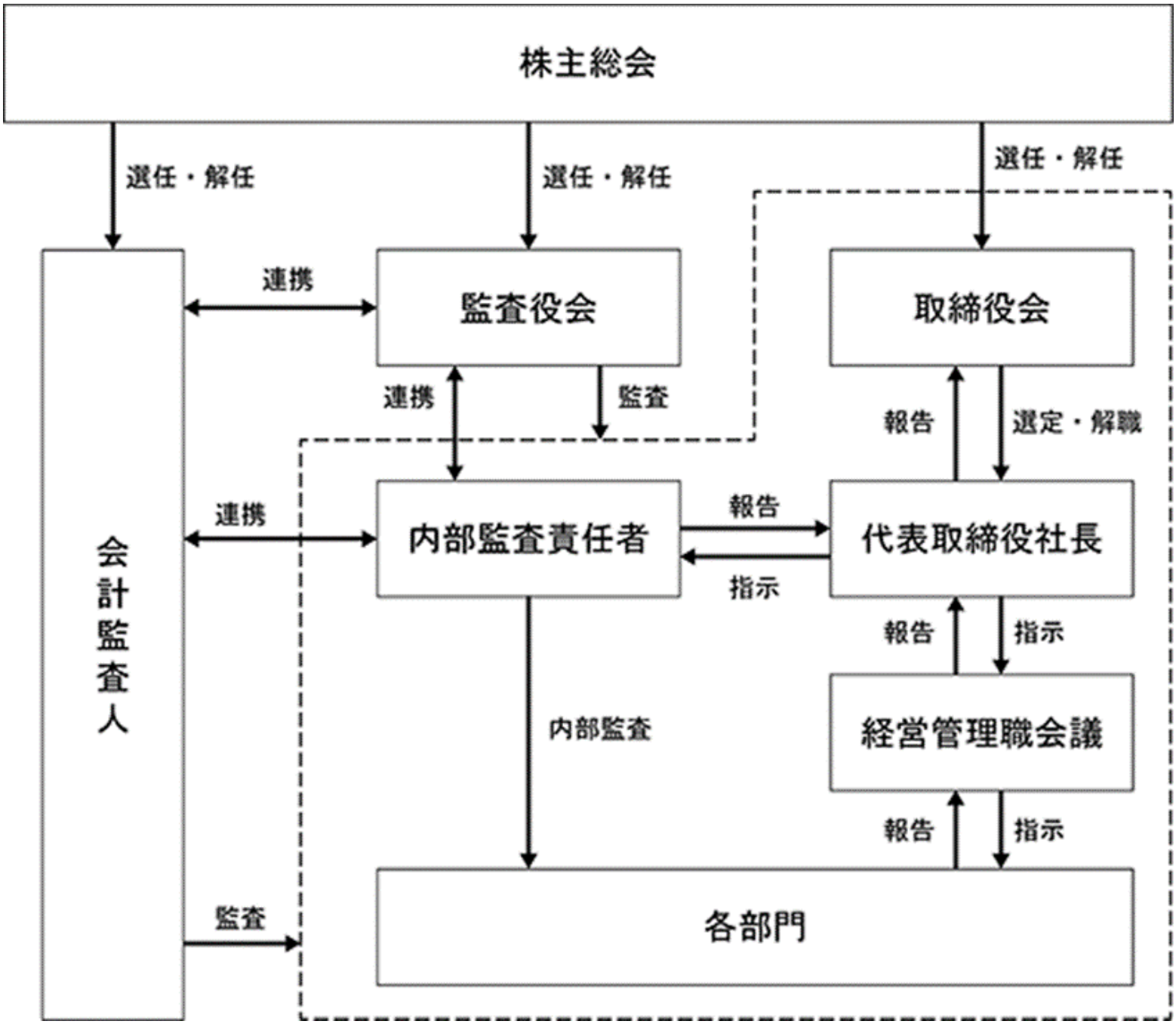

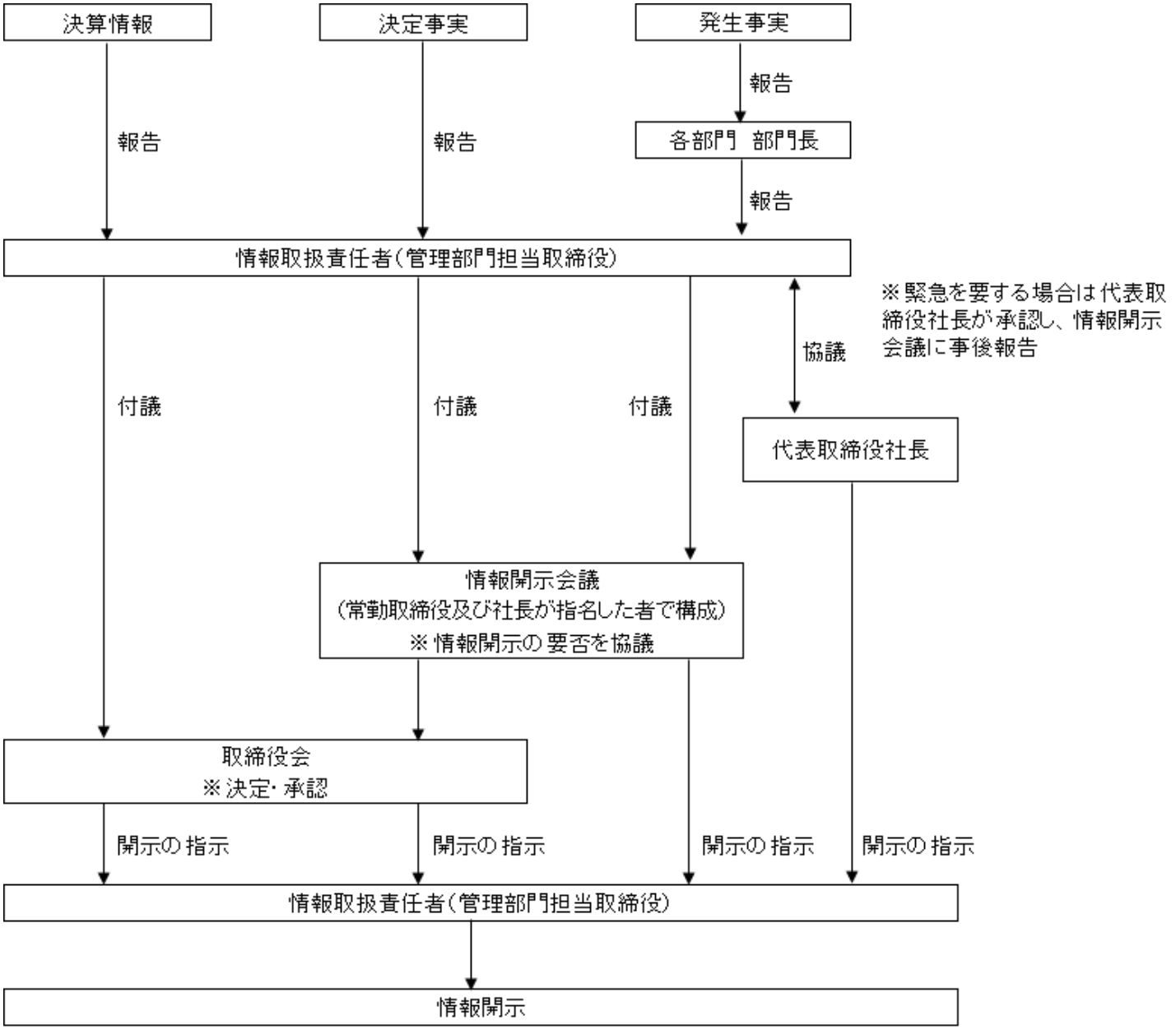
決算情報
決定事実
発生事実
報告
報告
報告
各部門　部門長
報告
情報取扱責任者（管理部門担当取締役）
※緊急を要する場合は代表取締役社長が承認し、情報開示会議に事後報告
協議
付議
付議
付議
代表取締役社長
情報開示会議
（常勤取締役及び社長が指名した者で構成）
※情報開示の要否を協議
取締役会
※決定・承認
開示の指示
開示の指示
開示の指示
開示の指示
情報取扱責任者（管理部門担当取締役）
情報開示